



(Japan Skipjack tuna Society)

平成 2 7 年 度

通 常 総 会 議 案 書

*と き 平成 2 7 年 7 月 1 1 日 (土) 1 1 時 0 0 分～

*ところ 高知大学メディアホール

高知市曙町 2 - 5 - 1

T E L : 088—844—8643

日 本 カ ツ オ 学 会 事 務 局

〒 7 8 0 - 8 0 7 3

高知市朝倉本町 2 丁目 1 7 - 4 7 高知大学 地域連携推進センター内

TEL : 088-844-8555 FAX : 088-844-8556

E-mail : katsuo@kochi-u.ac.jp http : www.katsuo-gakkai.jp



(Japan Skipjack tuna Society)

通 常 総 会 次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人指名

5. 議 事

第 1 号議案 平成 26 年度事業報告について・・・ P.1

第 2 号議案 平成 26 年度収支決算について・・・ P. 7

第 3 号議案 役員人事等について・・・・・・・・・・ P. 9

第 4 号議案 平成 27 年度事業計画(案)について・・・ P.1 4

第 5 号議案 平成 27 年度収支予算(案)について・・・ P.1 6

第 6 号議案 定款の一部変更について・・・・・・・・ P.1 7

第 7 号議案 その他

6. 閉 会



(Japan Skipjack tuna Society)

第 1 号議案

平成 26 年度事業報告

1. 概況報告

日本カツオ学会は、カツオに興味や関心を持つ、あらゆる人々が集い、各種の情報交換をはじめ、相互の交流と連携をもとに、調査研究を継続して行う機会、協働の図れる場づくりを目指して、産学官からなる発起人のもとに平成 23 年 1 月 8 日 高知県黒潮町で誕生した。

本学会は、会費収入を主たる財源としていることから、その後、徐々に発起人や関係自治体などを中心として、会員確保の活動を開始するとともに、カツオに関係する企業群にも本学会への参画について声掛けを進めて行った。

この結果、現状では（平成 27 年 3 月末）、個人会員 131 名、団体会員 35 団体、賛助会員 4 団体の会員登録を得るまでになっている。

「会報誌」の発行については、4 月と 12 月に 2 回発行を行った。

2. カツオフォーラム

本年度の中心事業として「2014 カツオフォーラム in 中土佐」を位置づけ、高知県中土佐町他の多大な御尽力を得て、平成 27 年 1 月 17 日(土)に高知県中土佐町町民交流会館を会場として、下記のプログラムで参加者約 150 名の参加を得て盛会裏に開催できた。

また、フォーラムを受け、中土佐宣言が提言された（詳細は 5 頁）。

記

①. 基調講演 1

「地球環境変動に伴う WCPFC 海域におけるカツオ資源と海況予測」

(独) 海洋研究開発機構アプリケーションラボ所長 山形 俊男 氏

②. 基調講演 2

「カツオ資源動向と今後の展望」

(独) 水産総合研究センター理事長 宮原 正典 氏

③. パネルディスカッション

テーマ「これからのカツオをめぐる資源と産業の在り方」

進行：日本カツオ学会 副会長

受田 浩之 氏

パネリスト：中土佐町長

池田 洋光 氏

：(独) 水産総合研究センター理事長

宮原 正典 氏

：(独) 海洋研究開発機構アプリケーションラボ所長

山形 俊男 氏



(Japan Skipjack tuna Society)

: 高知県漁業振興課長	三觜 徹 氏
: 近海カツオ船順洋丸元船頭	青井 安良 氏
: 沿岸カツオ船繁丸船頭	西川 良輔 氏

④. 中土佐宣言

⑤. 大会旗継承 中土佐町から気仙沼市へ

3. カツオセミナー

カツオフォーラムと異なり、学術関係者やカツオに関係する企業の方々の発表の場として、カツオセミナーを位置づけ、第3回「2014 カツオセミナーin 高知」を、平成26年6月28日（土）、高知大学朝倉キャンパス メディアの森・メディアホールを会場に開催した。下記のプログラムで、研究者や水産関係者、食品産業従事者等、約80名が参加を得て、盛会裏に開催できた。

記

①. 基調講演1 <共同発表>

座長：日本カツオ学会 会長 若林 良和 氏

「太平洋沿岸カツオ標識放流共同調査と一連の協働・普及啓発活動」

味の素(株) 環境・安全部 兼 CSR 部 専任部長 杉本 信幸 氏

「アーカイバルタグ調査による日本近海におけるカツオ北上来遊行動」

(独)水産総合研究センター国際水産資源研究所かつお・まぐろ資源部長

小倉 未基 氏

②. 基調講演2

座長：日本カツオ学会 会長 若林 良和 氏

「中西部太平洋のカツオ漁業と資源の現状」

(独)水産総合研究センター国際水産資源研究所かつお・まぐろ資源部長

小倉 未基 氏

③. 特別講演

座長：日本カツオ学会 副会長 受田 浩之 氏

「カツオ漁の風土と災害」

東北大学 災害科学国際研究所

川島 秀一 氏

④. 一般講演1

座長：日本カツオ学会 副会長 受田 浩之 氏

「鮮度保持技術 ～スラリーアイスによる鮮度保持～」

(株) 泉井鐵工所 北村 和之 氏

高知工科大学 地域連携機構 松本 泰典 氏

「カツオの鮮度に着目した付加価値創造の取り組み」

(株) 中土佐町地域振興公社 中越 竜夫 氏

高知工科大学 地域連携機構 松本 泰典 氏



(Japan Skipjack tuna Society)

「マルソウダガツオ（メジカ）の高鮮度保持流通の取り組み」

高知工科大学 地域連携機構 松本 泰典 氏

(株)中土佐町地域振興公社 中越 竜夫 氏

⑤. 一般講演 2 座長：東北大学 災害科学国際研究所 川島 秀一 氏

「土佐の風土に根ざした地域教材開発－カツオー」

その 1 カツオによる国際連携教育

高知大学 林翠芳 氏、受田浩之 氏、島村智子 氏、岡谷英明 氏、

Eva Garcia del Saz 氏、菊地るみ子 氏

「土佐の風土に根ざした地域教材開発－カツオー」

その 2 モルディブ共和国における現地調査

高知大学 岡谷英明 氏、菊地るみ子 氏、柴 英里 氏、山中 文 氏

高知市立小高坂小学校 芝 京 氏

高知市立朝倉第二小学校 山本哲治 氏

「土佐の風土に根ざした地域教材開発－カツオー」

その 3 授業実践と副読本作成

高知市立小高坂小学校 芝 京 氏

高知市立朝倉第二小学校 山本哲治 氏

高知大学 菊地るみ子 氏、柴 英里 氏、山中 文 氏、岡谷英明 氏、

吉岡一洋 氏

4. 役 員 会

臨時役員会（メール会議）を平成 27 年 3 月 17 日（火）に開催し、下記の議案について、平成 27 年 3 月 23 日（月）全役員により承認された。

記

審議議案：平成 26 年度通常役員会の開催及び平成 27 年度日本カツオ学会
暫定予算について

審議事由：平成 26 年度通常役員の開催について、会長、副会長の日程調整
を行いました。2 月・3 月中の開催が困難となったため、4 月
13 日（月）に開催すること及び 4 月 13 日（月）に通常役員会を
開催することに伴い、定款第 33 条に基づき新年度予算成立まで
の暫定予算（案）をご審議頂く。

暫定予算支出の部：142,146 円

収入の部：平成 26 年度 決算見込額に基づく繰り越し見込額

608,170 円のうち、142,146 円を暫定収入予算とする。

平成 26 年度通常役員会は、平成 27 年 4 月 13 日（木）高知市にて、開催
した。

協議事項としては、

① 平成 26 年度事業報告について



(Japan Skipjack tuna Society)

- ② 平成 26 年度収支決算報告（案）について
- ③ 役員人事等について（H27/H28）
- ④ 平成 27 年度事業計画(案)について
- ⑤ 平成 27 年度収支予算(案)について
- ⑥ その他

以上を協議し、通常総会へ諮ることとした。

また、本役員会において、1 名しかいない会計役、事務局長が欠けた場合に、学会運営に支障がでないように、定款に会計役、事務局長の代行条項を付加する変更を行う旨の提案があり、臨時役員会（メール会議）が開催された。

臨時役員会（メール会議）を平成 27 年 4 月 27 日（月）に開催し、平成 26 年度役員会報告が行われ、下記議案について審議し、平成 27 年 5 月 7 日（木）全役員により承認された。

記

審議議案：定款の一部変更について

定款変更事項

事務局長、会計役の職務代行に係る条項の新設

定款変更の理由

事務局長、会計役は、現在各 1 名で職務を遂行しており、事務局長、会計役が事故又は欠けた場合において、後任者が確定するまでの空白期間が生じることにより学会活動の運営に支障を来さないため。

5. 会報誌の発行

「会報誌」の発行は、本学会を広く広報するとともに会員確保の一助とするために、当初より計画して検討してきた。

4 月、12 月の 2 回の発行となった。

なお、それぞれの会報誌の概要は次のとおりである。

（1）日本カツオ学会会報（第 4 巻・第 1 号）の概要・・・4 月発行

- ① 日本カツオ学会の活動方針
- ② 日本カツオ学会平成 26 年度通常総会開催案内
- ③ 「2013 カツオフォーラム in 日南」開催報告 日南大会宣言
- ④ 平成 25 年度広域的・地域間共助推進事業 活動報告会
- ⑤ 【新着情報・カツオの広場】



(Japan Skipjack tuna Society)

- 「2014 カツオフォーラム in 中土佐」平成 27 年 1 月開催予定
- 宮崎日日新聞社よりカツオ漁業の本「黒潮の狩人」が出版

(2) 日本カツオ学会会報 (第 4 巻・第 2 号) の概要・・・12 月発行

- ① 日本カツオ学会の活動方針
- ② 日本カツオ学会平成 26 年度通常総会開催報告
- ③ 「2014 カツオセミナーin 高知」開催報告
- ④ 「2014 カツオフォーラム in 中土佐」開催案内

6. 共催・後援等

「第 4 回枕崎カツオマイスター検定」を計画している枕崎カツオマイスター検定推進協議会(会長：枕崎市長)から要請があり昨年に引き続き、共催した。

認定試験：平成 26 年 11 月 1 日 (土)・2 日 (日)



(Japan Skipjack tuna Society)

中 土 佐 宣 言

2014 年春、私たちが感じていた危機感は現実のものとなりました。
漁師は沖に出ることができず、港では市が開けなくなりました。
“春になれば、カツオがやってくる！”
この太古から続く営みがいかに大切か、昨年の危機的な状況の中で改めて認識させられました。

来遊するカツオは、漁師だけでなく、魚屋や料理屋、旅館やホテル、そして家庭まで港町の経済と食文化の主役なのです。

カツオがいない！この現象は、一本釣りの漁師の間では早くから問題視されていました。私たちは、この厳しい現実に向き合い、日本の文化とも言えるカツオについて誰もが参加できるプラットフォームとして 5 年前誕生しました。

そして、カツオが太平洋の国々を境なく回遊する魚であることから、世界を視野に入れた活動を展開し、カツオの資源問題に警鐘を鳴らしてきました。

昨年開催されたWCPFC11 では、日本政府が伝統的漁業や漁村の営みを守る必要性を示し、漁業管理措置の必要性を提案しましたが、残念なことに採択には至りませんでした。

しかし、この会議において、立場の違いを超えて、沿岸漁業を有する南太平洋諸国の一部が日本政府の考え方に共鳴してくれたことは、私たちの理念が間違っていなかったことを確信するものでした。

今日、私たちの取り組みは新たなステージに入ります。

日本政府の提案がWCPFCで採択されることをめざし、私たちの活動に“世界の市民の共感を得る取り組み”を加えます。

私たちの今後の使命は、国内外を問わず、持続的なカツオ資源の利用に向けて、閉塞感の漂う資源管理に一石を投じ、未来に希望の光をもたらすことです。

“太平洋の水平線から昇る朝の光が大空を照らすように”

平成 27 年 1 月 17 日

中土佐町カツオフォーラム実行委員会
日本カツオ学会

第2号議案
2-1

平成26年度 日本カツオ学会 収支決算書

【収入の部】

費 目	予算額	決算額	増減(△)額	説 明
1. 会 費	541,000	633,000	92,000	
個人会員	141,000	153,000	12,000	51 件 × 3,000円 = 153,000円
団体会員	250,000	300,000	50,000	30 件 × 10,000円 = 300,000円
賛助会員	150,000	180,000	30,000	6件(4団体) × 30,000円 = 180,000円
2. 雑 入	56,244	15,162	△ 41,082	
雑 入	56,244	15,162	△ 41,082	預金、金利他 15,162円
3. 繰越金	525,632	525,632	0	
前年度繰越金	525,632	525,632	0	前年度繰越し金 525,632円
合 計	1,122,876	1,173,794	50,918	

【支出の部】

費 目	予算額	決算額	増減(△)額	説 明
1. 事業費	631,425	464,484	△ 166,941	
総会費	20,000	0	△ 20,000	
カツオセミナー費	100,000	105,420	5,420	6/28:学会総会での講師旅費 105,420円
カツオシンポジウム費	300,000	300,000	0	カツオフォーラムin中土佐:実行委員会補助金 300,000円
広報費	61,425	59,064	△ 2,361	学会HP年間ランニング費用 59,064円
会報費	150,000	0	△ 150,000	
2. 事務局費	110,000	84,173	△ 25,827	
事務経費	110,000	84,173	△ 25,827	振込手数料 4,968円 会計監査旅費 61,380円 会報発行に伴う通信運搬費 外 17,825円
3. 予備費	381,451	0	△ 381,451	
予備費	381,451	0	△ 381,451	
合 計	1,122,876	548,657	△ 574,219	

歳入歳出決算

【収入】

【支出】

1,173,794 円

—

548,657 円

=

625,137 円

を翌年度へ繰り越す。

監 査 報 告 書

平成26年度日本カツオ学会の会計監査の結果を下記のとおり報告いたします。

1 監査年月日 平成 27 年 5 月 29 日

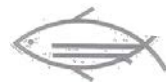
2 監 査 結 果

平成26年度 日本カツオ学会の収支決算について監査したところ、会計諸帳簿・証票書類等、いずれも正確にかつ適正に処理され不都合な点を発見せず、正当なものと認めたので報告します。

平成 27 年 5 月 29 日

監 事 黒 田 輝 彦 

監 事 文 野 喜 文 



(Japan Skipjack tuna Society)

第3号議案

役員人事について

日本カツオ学会役員(任期: H27.4.1～H29.3.31)

役職名	氏 名	所 属	
会長	若林 良和	愛媛大学	留任
副会長	受田 浩之	高知大学 地域連携推進センター	留任
副会長	久塚 智明	(株)FBT プランニング	留任
副会長	大西 勝也	高知県黒潮町	留任
会計役	尾崎 憲二	高知県黒潮町	新任
事務局長	吉用 武史	高知大学 地域連携推進センター	留任
運営委員	二平 章	茨城大学 人文学部	留任
運営委員	片岡 千賀之	元・長崎大学 水産学部	留任
運営委員	不破 茂	鹿児島大学 水産学部	留任
運営委員	上田 不二夫	元・沖縄大学	留任
運営委員	石原 義剛	海の博物館	留任
運営委員	大海原 宏	元・東京水産大学	留任
運営委員	川島 秀一	東北大学 災害科学国際研究所	留任
運営委員	竹内 正一	元・東京水産大学	留任
運営委員	和田 俊	元・東京海洋大学	留任
運営委員	土居 雄人	高知県黒潮町	新任
運営委員	神園 征	鹿児島県枕崎市 市長	留任
運営委員	末永 芳美	東京海洋大学	留任
運営委員	小倉 末基	国立研究開発法人水産総合研究センター	留任
運営委員	山下 秀幸	国立研究開発法人水産総合研究センター	留任

運営委員	古屋 矢太郎	(株)久原本家	留任
運営委員	森岡 克司	高知大学 農学部	留任
運営委員	島村 智子	高知大学 農学部	留任
運営委員	土居 幹治	マルトモ株式会社	新任
監事	増崎 勝敏	大阪府立旭高等学校	新任
監事	文野 喜文	土佐清水市	新任

日本カツオ学会定款より抜粋

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会計役	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

2 監事については、会員以外の者から選任することができる。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 省略

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

企画委員・編集委員の選任について

日本カツオ学会 企画委員(任期:H27.4.1~H29.3.31)

委 員		役職名	所 属	
委員長	受田 浩之	副会長	高知大学 地域連携推進センター	留任
委員	大西 勝也	副会長	高知県黒潮町	留任
委員	片岡 千賀之	運営委員	元・長崎大学 水産学部	留任
委員	上田 不二夫	運営委員	元・沖縄大学	留任
委員	石原 義剛	運営委員	海の博物館	留任
委員	竹内 正一	運営委員	元・東京水産大学	留任
委員	和田 俊	運営委員	元・東京海洋大学	留任
委員	神園 征	運営委員	鹿児島県枕崎市 市長	留任
委員	末永 芳美	運営委員	東京海洋大学	留任
委員	小倉 未基	運営委員	国立研究開発法人水産総合研究センター	留任
委員	島村 智子	運営委員	高知大学	留任
委員	土居 幹治	運営委員	マルトモ株式会社	新任

日本カツオ学会定款より抜粋

第 10 章 企画委員会

(設置等)

第 41 条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第 42 条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第 43 条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。

日本カツオ学会 編集委員(任期: H27.4.1～H29.3.31)

委 員		役職名	所 属	
委員長	川島 秀一	運営委員	東北大学 災害科学国際研究所	留任
委員	若林 良和	会長	愛媛大学	留任
委員	久塚 智明	副会長	(株)FBT プランニング	留任
委員	二平 章	運営委員	茨城大学 人文学部	留任
委員	不破 茂	運営委員	鹿児島大学	留任
委員	大海原 宏	運営委員	元・東京水産大学	留任
委員	土居 雄人	運営委員	高知県黒潮町	新任
委員	山下 秀幸	運営委員	国立研究開発法人水産総合研究センター	留任
委員	森岡 克司	運営委員	高知大学	留任

日本カツオ学会定款より抜粋

第 11 章 編集委員会

(設置等)

第 44 条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第 45 条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第 46 条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

顧問の委嘱について

日本カツオ学会 顧問(任期: H27.4.1～H29.3.31)

役職名	氏 名	所 属	
顧問	宮原 正典	国立研究開発法人水産総合研究センター	留任

日本カツオ学会定款より抜粋

第4章 顧問

(顧問)

第 18 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

平成 27 年度事業計画(案)

日本カツオ学会は、平成 23 年 1 月 8 日の発足以来、4 年目を迎え、カツオフォーラム、カツオセミナーを開催し、カツオ学会関係者並びにカツオ産業関係者の皆様が本学会活動を通じて、カツオの資源・経済・社会・文化など多様な価値を問い直すことを念頭に、次のとおり事業展開を行う。

1. 「2015 カツオセミナー i n 高知」の開催

テーマ「食品機能から見たカツオ、かつお節について考える」

学術関係者や企業人からの情報発信の場としてのカツオセミナーを開催

(1) 日 時：平成 27 年 7 月 11 日（土）（通常総会に引き続き）

(2) 場 所：高知大学朝倉キャンパス(メディアの森メディアホール)

(3) 概 要

① 開会挨拶・・・日本カツオ学会会長 若林 良和 氏

② 来賓挨拶・・・高知県水産振興部 部長 松尾 晋次氏

③ 基調講演：「農産物の機能性解明と新たな機能性表示制度」

山本 万里 氏（農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所食品機能研究領域長）

④ 特別講演①：「かつお節の栄養機能について」土居 幹治 氏（マルトモ(株) 常務執行役員 開発本部長）

⑤ 特別講演②：「鰹節に含まれる栄養・機能性成分の瞬時分析～DHA, EPAを例に～」和田 俊 先生（東京海洋大学 名誉教授）

⑥ 基調講演、特別講演演者によるパネルディスカッション

⑦ 一 般 講 演：「カツオたたき中のビタミンB6 含有量及び組成」

八木 年晴 氏（高知大学 地域連携推進センター）
「懸濁結晶法凍結濃縮装置を用いた液体だしの濃縮」 森山 洋憲 氏、下藤 悟 氏（高知県工業技術センター）、秦泉寺 雄三 氏（(株) 垣内）、竹内 悠規 氏、松本 泰典 氏（高知工科大学）

⑧ 閉会挨拶・・・日本カツオ学会副会長 受田 浩之氏

⑨ 交流会の実施・・・学内学生会館 2 階ホールで立食パーティー

2. 「2015 カツオフォーラム i n 気仙沼」の開催

自治体や現場の声を反映する場としてのカツオフォーラムを開催

- (1) 日 時：平成 28 年 1 月 30 日～31 日（予定）
- (2) 場 所：ホテル観洋（予定）
- (3) 概 要：「2014 カツオフォーラム i n 中土佐」を参考としながら、気仙沼市独自の演出を検討・協議願う

3. 国土交通省・広域的地域間共助推進事業『「カツオがつなぐ絆」～黒潮ネットワークによる広域的地域間共助～』の展開

4. 会員の確保

地域・領域・学問・立場など様々なレベルを超えて、つむぎ合うために、全国のカツオに興味や関心を持つ多くの人に参加を呼び掛け、学会の発展を目指す。

また、年度の切り替え時期には、最も多い個人会員の人事異動などを考慮して、関係機関においては、会員の維持・確保に向けた対応を積極的に行っていく。

5. 恒常的事業

(1) 日本カツオ学会ホームページの充実

平成 23 年 9 月に立ち上げた本学会のホームページの充実を図るとともに、会員相互の情報交換の場として活用、展開していく。

(2) 日本カツオ学会会報誌の発行

本学会活動を広く広報し周知を図るために、引き続き会報誌を発行する。発行回数は 3 回を目標とする。

(3) 役員会及び企画委員会と編集委員会の開催

必要に応じて、臨時役員会や両委員会の開催を行う。

特に、企画委員会と編集委員会にあっては、メール会議等を活用して各委員に周知を図りながら、意見集約を行い、より多くの意見が結果に反映できるように対応していく。

第5号議案

平成27年度 日本カツオ学会収支予算書（案）

収入の部

単位:円

費 目	前年度予算額	本年度予算額	増減(△)額	説 明
1. 会 費	541,000	610,000	69,000	
個 人 会 員	141,000	150,000	9,000	50人 × 3,000円 = 150,000円
団 体 会 員	250,000	280,000	30,000	28団体 × 10,000円 = 280,000円
賛 助 会 員	150,000	180,000	30,000	6件(4団体) × 30,000円 = 180,000円
2. 雑 入	56,244	14,863	△ 41,381	
雑 入	56,244	14,863	△ 41,381	預金、金利他(H26年度実績額相当額)
3. 繰 越 金	525,632	625,137	99,505	
前 年 度 繰 越 金	525,632	625,137	99,505	
合 計	1,122,876	1,250,000	127,124	

支出の部

単位:円

費 目	前年度予算額	本年度予算額	増減(△)額	説 明
1. 事 業 費	631,425	730,000	98,575	
総 会 費	20,000	20,000	0	平成27年7月11日(開催予定)
カ ツ オ セ ミ ナ ー 費	100,000	200,000	100,000	平成27年7月11日(開催予定)
カ ツ オ シ ン ポ ジ ウ ム 費	300,000	300,000	0	気仙沼市 300,000円
広 報 費	61,425	60,000	△ 1,425	HP維持費 60,000円
会 報 費	150,000	150,000	0	会報誌発行(50,000円×3回)
2. 事 務 局 経 費	110,000	63,000	△ 47,000	
事 務 経 費	110,000	63,000	△ 47,000	通信運搬費 25,000円 監事旅費(1人分) 13,000円 土佐清水市～高知市(1泊2日) 消耗品費 25,000円
3. 予 備 費	381,451	457,000	75,549	
予 備 費	381,451	457,000	75,549	
合 計	1,122,876	1,250,000	127,124	

定款の一部変更について

1. 定款変更事項

事務局長、会計役の職務代行に係る条項の新設

2. 定款変更の理由

事務局長、会計役は、現在各1名で職務を遂行しており、事務局長、会計役が事故又は欠けた場合において、後任者が確定するまでの空白期間が生じることにより学会活動の運営に支障を来さないため。

3. 定款変更の内容

変更内容は、別紙 現行定款・変更定款案新旧比較表（案）のとおり

4. 日程

臨時役員会審議（メール会議）

平成27年4月27日（火）～5月1日（金）

役員会承認後 定款変更に関するお知らせ（日本カツオ学会ホームページ）

平成27年5月7日（木）

平成27年度通常総会において定款変更審議

平成27年7月11日（土）開催予定

定款変更効力の発生日

平成27年7月11日（土）予定

5. 添付資料

現行定款・変更定款案新旧比較表（案）

日本カツオ学会定款

日本カツオ学会定款（変更案）

第6号議案

4-2

別紙

現行定款・変更定款案新旧比較表(案)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 第1条 ～第4条 条項省略	第1章 総 則 第1条 ～第4条 条項省略
第2章 会 員 第5条～第11条 条項省略	第2章 会 員 第5条～第11条 条項省略
第3章 役 員 第12条～第13条 条項省略 (職 務) 第14条 第1項から第6項省略 (第7項を新規追加)	第3章 役 員 第12条～第17条 条項省略 (職 務) 第14条 第1項から第6項省略 <u>7 会計役、事務局長に事故があるとき又は欠 けたときは、会長が運営委員の中から指名し た者がその職務を代理する。</u>
第15条～第17条 条項省略	第15条～第17条 条項省略
第4章 顧 問 第18条 条項省略	第4章 顧 問 第18条 条項省略
第5章 総 会 第19条～第26条 条項省略	第5章 総 会 第19条～第26条 条項省略
第6章 役員会 第27条～第30条 条項省略	第6章 役員会 第27条～第30条 条項省略
第7章 資産及び会計 第31条～第35条 条項省略	第7章 資産及び会計 第31条～第35条 条項省略
第8章 定款の変更及び解散 第36条～ 第38条 条項省略	第8章 定款の変更及び解散 第36条～ 第38条 条項省略
第9章 事務局 第39条～第40条 条項省略	第9章 事務局 第39条～第40条 条項省略

第 10 章 企画委員会 第 41 条～第 43 条 条項省略 第 11 章 編集委員会 第 44 条～第 46 条 条項省略 第 12 章 補 則 第 47 条 条項省略 附則 1～3 省略 附則 省略 <u>(新規 附則)</u>	第 10 章 企画委員会 第 41 条～第 43 条 条項省略 第 11 章 編集委員会 第 44 条～第 46 条 条項省略 第 12 章 補 則 第 47 条 条項省略 附則 1～3 省略 附則 省略 <u>附則</u> <u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u>
---	--

日本カツオ学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本カツオ学会(英名: Japan Skipjack tuna Society)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目 17-47 国立大学法人高知大学地域連携推進センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本の豊かな食文化を醸成してきたカツオの価値を見直し、カツオとの「上手な付き合い方」を探るために、カツオ産業の盛んな地域と産・学・官の関係者、及び、カツオに興味のある人々が集い、情報や意見を交換して、将来にわたり、カツオに関する多面的な事業を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)カツオに関するイベント(フォーラム及びセミナー等)の開催
- (2)カツオに関する調査及び研究等の実施
- (3)カツオに関する刊行物(学会誌、会報、書籍等)の出版
- (4)カツオに関するネットワークの整備
- (5)その他、本学会の目的を達成するための諸事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1)個人会員: 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2)団体会員: 本会の目的に賛同して入会した団体
- (3)賛助会員: 本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催のフォーラム及びセミナー等で発表することができる。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、運営委員会に諮り、入会を拒むことができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき
- (3)2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した個人会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本会の定款に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会計役	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第 13 条 役員は総会において選任する。

- 2 監事については、会員以外の者から選任することができる。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 3 会計役は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。
- 4 事務局長は、事務局を統括する。

5 運営委員は本会の運営及び事業の推進を図る。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)資産及び会計の状況を監査すること

(2)役員の業務執行の状況を監査すること

(3)資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること

(4)前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること

(任 期)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員を置く場合、その役員は予算の範囲以内で有給とすることができる。

2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 顧 問

(顧問)

第 18 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 総 会

(種 類)

第 19 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 20 条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権 能)

第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1)事業計画及び収支予算についての事項

(2)事業報告及び収支決算についての事項

(3)その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)役員会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2)第 14 条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(3)第 14 条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招 集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議 決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)審議事項及び議決事項

(3)議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、その会議において選任された議長が、署名をしなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 監事を除く役員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (4) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第30条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会計役が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、総会の議決を得なければならない。また、事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 34 条 会長は役員会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第 37 条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する資産は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 39 条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局は事務局長及び事務局員で構成し、事務局長がこれを代表する。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)定款

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)役員及び事務局員の名簿

(4)総会及び役員の議事に関する書類

(5)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6)その他必要な帳簿及び書類

第 10 章 企画委員会

(設置等)

第 41 条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第 42 条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第 43 条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。

第 11 章 編集委員会

(設置等)

第 44 条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第 45 条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第 46 条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

第 12 章 補 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会の設立の日(平成 23 年 1 月 8 日)から施行する。

2 本会の会費は別表 1 のとおりとする。

(別表 1)

会 員 種 別	年 会 費
個人会員	3, 000 円
団体会員	10, 000 円
賛助会員	一口 30, 000 円(1 口以上)

3 本会設立後、最初の会計年度は、本会設立總會終了の日から平成 24 年3月 31 日までとする。

附則

この定款は、平成 26 年 6 月 28 日から施行する。

日本カツオ学会 定款(変更案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本カツオ学会(英名: Japan Skipjack tuna Society)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目 17-47 国立大学法人高知大学地域連携推進センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本の豊かな食文化を醸成してきたカツオの価値を見直し、カツオとの「上手な付き合い方」を探るために、カツオ産業の盛んな地域と産・学・官の関係者、及び、カツオに興味のある人々が集い、情報や意見を交換して、将来にわたり、カツオに関する多面的な事業を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)カツオに関するイベント(フォーラム及びセミナー等)の開催
- (2)カツオに関する調査及び研究等の実施
- (3)カツオに関する刊行物(学会誌、会報、書籍等)の出版
- (4)カツオに関するネットワークの整備
- (5)その他、本学会の目的を達成するための諸事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1)個人会員: 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2)団体会員: 本会の目的に賛同して入会した団体
- (3)賛助会員: 本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催のフォーラム及びセミナー等で発表することができる。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、運営委員会に諮り、入会を拒むことができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき
- (3)2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した個人会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本会の定款に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名
会計役	1 名
事務局長	1 名
運営委員	若干名
監 事	2 名

(選任等)

第 13 条 役員は総会において選任する。

- 2 監事については、会員以外の者から選任することができる。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 3 会計役は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。

- 4 事務局長は、事務局を統括する。
- 5 運営委員は本会の運営及び事業の推進を図る。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 資産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること
- 7 会計役、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、会長が運営委員の中から指名した者がその職務を代理する。

(任 期)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員を置く場合、その役員は予算の範囲以内で有給とすることができる。

- 2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 顧 問

(顧問)

第 18 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種類)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1)事業計画及び収支予算についての事項

(2)事業報告及び収支決算についての事項

(3)その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)役員会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2)第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(3)第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)審議事項及び議決事項

(3)議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、その会議において選任された議長が、署名をしなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)監事を除く役員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(3)第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(4)第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第30条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産

(2)会費

(3)寄附金品

(4)資産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産は、会計役が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、総会の議決を得なければならない。また、事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 34 条 会長は役員会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第 37 条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する資産は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 39 条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局は事務局長及び事務局員で構成し、事務局長がこれを代表する。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)定款

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)役員及び事務局員の名簿

(4)総会及び役員の議事に関する書類

(5)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6)その他必要な帳簿及び書類

第 10 章 企画委員会

(設置等)

第 41 条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第 42 条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第 43 条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。

第 11 章 編集委員会

(設置等)

第 44 条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第 45 条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第 46 条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

第 12 章 補 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会の設立の日(平成 23 年 1 月 8 日)から施行する。

2 本会の会費は別表 1 のとおりとする。

(別表 1)

会 員 種 別	年 会 費
個人会員	3, 000 円

団体会員	10, 000 円
賛助会員	一口 30, 000 円(1口以上)

3 本会設立後、最初の会計年度は、本会設立總會終了の日から平成 24 年3月 31 日までとする。

附則

この定款は、平成 26 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この定款は、平成 年 月 日から施行する。